

「事業承継円滑化のための税制措置」の陳情を行う

荻堂盛秀会長は、9月19日(水)に、沖縄県商工会議所連合会、沖縄県中小企業団体中央会と連名で、沖縄県議会の仲里利信議長に対し、中小企業における事業承継を円滑にするため、以下の4点を重点として、税制措置の改正について陳情を行いました。

- ① 非上場株式等の事業用資産にかかる相続税は、一定の要件などを備えた場合、減免を図る税制にすること。
- ② 取引相場のない株式は、その評価方法について見直しを行うこと。
- ③ 経営権や事業用資産を後継者に集中できるよう、遺留分制度などについて改善を図ること。
- ④ 事業承継時における総合的な支援対策を講じること。

仲里利信議長は、陳情を受け、「委員会に付託して審査することになると思うが、全会一致で意見書が採択されるよう努める。」と話しておられました。

県議会9月定例会の経済労働委員会が10月9日に開かれ、陳情と意見書は全会一致で採択され、10月15日の本会議でも全会一致で採択され、総理大臣のほか、関係大臣に送付される予定で、開会中の通常国会で税制改正の議論が進みやすくなるものと思われます。



平成19年11月 国税広報



テーマ 税を考える週間 「少子・高齢社会と税」 広報対象 国民各層

ポイント 少子・高齢社会における税の意義や役割などについて考えてもらうとともに、税務行政の現状と取組に対する理解を深めてもらう。

**「税を考える週間」 11月11日(日)～11月17日(土) テーマ：少子・高齢社会と税
～国税電子申告・納税システム(e-Tax)の周知及び利用促進～**

平成19年度は、昨年に引き続き「少子・高齢社会と税」をテーマとして、少子・高齢社会における税の意義や役割などについて考えてもらうための情報を提供するとともに、国税庁における当面の最重要課題である「国税電子申告・納税システム(e-Tax)の周知及び利用促進」に重点的に取り組みます。

週間中の活動

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 1 マスメディアやインターネットを活用した広報 | 4 国税モニター座談会 |
| 2 国税庁ホームページの活用 | 5 税に関する作文の表彰 |
| 3 講演会及び説明会等 | 6 その他～関係民間団体による講演会や税の作品展の開催など |



少子・高齢社会と税

わが国においては、少子・高齢化が著しいスピードで進んでいます。少子化社会白書によると、2050年の人口構成は、高齢者(65歳以上)1人に対して生産年齢人口(15歳から65歳未満人口)は1.5人と、「超少子高齢社会」のものに変わってしまいます。

このような社会では、労働力人口の減少や、年金・医療などの社会保障関係費の増大が見込まれ、公的サービスの財源となる税の役割はますます重要になります。

税務行政の現状と取組

このような現状を踏まえると、IT化の進展に即応した、納税者にとってより便利で、税務当局にとってより事務の簡素化・効率化等につながる汎用性のある申告手段を普及させていく必要があります。

国税庁においては、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などによりIT化に対応した利便性の向上を図ってきましたが、e-Taxの普及により納税者サービスの一層の充実を図っていきます。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)とは～

- 国税に関する各種手続
 - ①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告
 - ②全税目の納税
 - ③申請・届出等
 が自宅やオフィスからインターネット等を通じて行うことができます!
- 特に源泉所得税の毎月納付や消費税の中間申告・納付など、利用回数の多い手続には便利です!

個人の方は、更に便利!

- ① HPからカンタン申告
- ② 最高5,000円の税額控除
- ③ 添付書類が提出不要
- ④ 還付金がスピーディー



さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。
e-Tax
国税電子申告・納税システム